学校いじめ防止基本方針

秋田県立秋田北高等学校

１　いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校は、校訓「自求真善美」の下、広い視野に立ち、社会の変化に柔軟に対応できる力を身に付け、知性、品性、感性に優れた、心身共に健康な人間を育成することを教育目標としている。その共通理解に基づき、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒と共に、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するものである。

いじめ防止に向けた指導体制を整備することで、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ迅速に解決するために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

(1) いじめとは

いじめとは、生徒に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、当該行為が行われた場所は学校の内外を問わない。

いじめは、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を醸成することが必要である。

(2) いじめの態様

いじめの態様には以下のものが考えられる。

① 冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる。
② 集団から無視されたり、仲間はずれにされる。
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
④ 金銭や物品を要求される。
⑤ 金銭や物品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする。
⑥ 恥ずかしいことや嫌なこと、危険なことをされたり、させられたりする。
⑦ Twitter や LINE などのＳＮＳ等で、虚偽の情報を流されたり、誹謗中傷されたりする。

(3) いじめに対する認識

① いじめは、「どの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもつ。
② いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりを行う。
③ いじめられている生徒の立場に立ち、守り通すことを前提とする。
④ いじめを行った生徒に対しては、毅然とした対応により粘り強い指導を行う。
⑤ 保護者との信頼関係の下、地域や関係機関との連携協力に努める。

２　いじめ防止に係る本校の取組

(1) いじめ防止等対策委員会の設置

いじめの未然防止と、いじめの早期発見や適切な対処により、解決に向かっていくことができるよう、学校全体で組織的かつ実効的に取り組むための「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

委員長　校長

委　員　副校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当教諭とする。

(2) いじめ防止等対策委員会の役割

いじめ防止等対策委員会は、学校がいじめの防止等のための方策を組織的かつ実効的に行うに当たって、中核となる役割を担う。

特に、いじめに当たるか否かの判断は、組織的に行う必要がある。そのため教職員は、いじめの疑いに関する情報を把握した場合、その全てを直ちに、いじめ防止等対策委員会に報告する。

〈委員会の主な役割〉

① 学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
② 年間指導計画の作成と実施及び実施状況の評価・改善
③ いじめの未然防止に向けた取組の推進
④ アンケートの実施等による現状把握
⑤ 事案への対応方針の決定及び対応の推進
⑥ 教職員研修会の企画立案

(3) いじめの未然防止等に向けた取組

いじめは、どの生徒にも起こり得るという認識の下、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる。

① 授業や部活動の中で、互いの個性を尊重し合い、自分の考えをもち、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育む。
② 特別活動・道徳教育を通して規範意識・人権意識を高め、望ましい学習集団づくりを行う。
③ 情報モラル教育を充実させ、ネットいじめ防止について意識の高揚を図る。
④ 学校生活等での悩みの解消に向けて、スクールカウンセラー等の専門家との連携を図る。
⑤ 教職員研修により意識を高めるとともに、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知を図る。
⑥ 校外の関係機関と定期的に情報交換を行い、学校外や地域の状況把握に努める。

(4) いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生することを前提に、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いをもつとともに、教職員間の情報共有を密にしながら、いじめの事実を隠したり、軽視したりすることなく、学校・家庭・関係機関が連携し、積極的な認知に努める。また、生徒に対しては、いじめを認知した際には、いじめをやめさせる、又は教職員等に知らせる勇気をもつよう指導する。

① 日々の観察

登校時、授業、休み時間、清掃、部活動などにおいて、生徒の行動を注意深く観察する。

② 教職員間での情報共有

いじめ防止等対策委員会、主任連絡会、職員会議、学年部会等において、情報の共有化に努める。

③ 保護者との情報共有

通信物等での定期連絡や家庭訪問、保護者面談等で、学校外での生活状況も含めた情報を共有する。

④ 教育相談の実施

生徒と教職員との信頼関係に基づいた、組織的な相談体制を整える。

⑤ いじめに関するアンケート調査の実施

「学校生活困りごと調査」を定期的に実施し、実態把握に努めるとともに、課題を抱える生徒への組織的な対応に資する。

(5) いじめへの対応

① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめが疑われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を校長に報告する。

② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、迅速にいじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行うとともに、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。

③ いじめを傍観していた生徒に対しては、自分の取るべき行動を理解させる指導を行う。また、はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを十分に理解させる指導を行う。

④ インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ防止等対策委員会において対応を協議した上で、関係生徒からの聞き取り等の調査や、被害に遭った生徒の心のケア等の必要な措置を講ずる。また、書き込んだ者への指導については、必要に応じて、外部機関と連携して書き込みを削除することを含めて、厳正に行う。

⑤ 重大事態への対応

【重大事態】とは

いじめ防止対策推進法第 28 条に基づいて次の場合をいう。

一	いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合等）
二	いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。） ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

【具体的な対応】

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通理解の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行い、事態の解決に組織的に当たる。なお、状況に応じて、県教育委員会が設置する組織が行う調査に協力し、事態の解決に向けて適切に対応する。

【学校におけるいじめ防止等の対策のための 組織図】

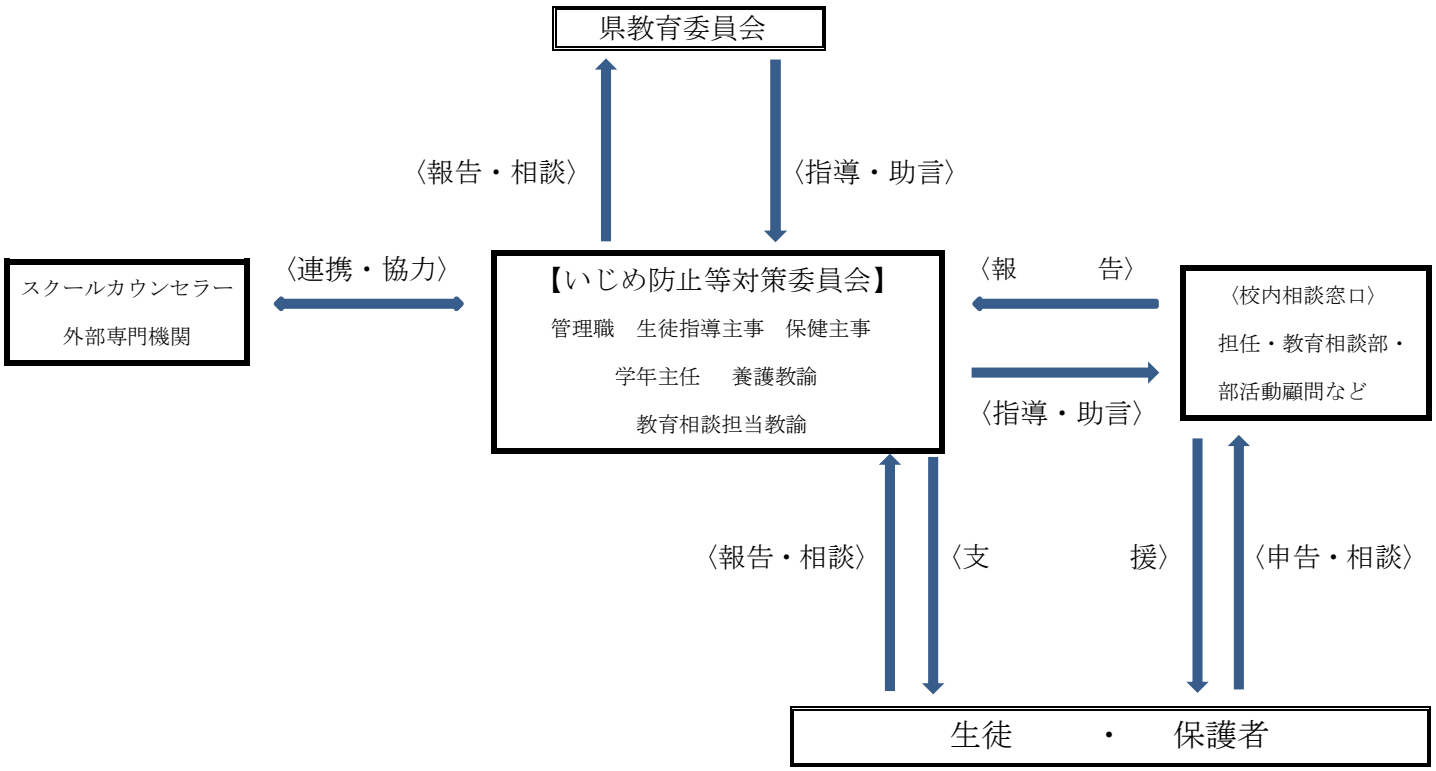

【学校住所】〒０１０－０８７１　秋田市千秋中島町８－１
【電　　話】０１８（８３４）１３７１　　【ＦＡＸ】０１８（８３４）１３７３

【資　　料】いじめ認知件数

年　　度	令和５年度	令和６年度
件　　数	1	0